各 位

会 社 名 住友ベークライト株式会社 代表者名 代表取締役社長 林 茂 (コード番号 4203 東証第一部) 問合せ先 総務本部長 本多 範義 (TEL 03 - 5462 - 4111)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議するとともに、2018年6月22日開催予定の第127期定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1)変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を100株に統一することを目指しています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、当社株式の単元株式数を1,000 株から100 株に変更することといたしました。

(2)変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

2018年10月1日

(4) 変更の条件

本定時株主総会において、後記「2.株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

なお、本件に係る定款の一部変更は、会社法の定めに基づき、取締役会決議によって行うものです。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1.単元株式数の変更」に記載のとおり、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準 (5 万円以上 50 万円未満) に調整することを目的として、当社株式について 5 株を 1 株とする株式併合を実施することといたしました。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の比率

2018年10月1日をもって、同年9月30日(実質上9月28日)の最終の株主名簿 に記録された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合後の発行可能株式総数

1億6千万株(併合前:8億株)

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法の定めに基づき、株式併合の効力発生日(2018年10月1日)に、上記のとおり変更したものとみなされます。

④ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(2018年3月31日現在)	247, 952, 394 株
併合により減少する株式数	198, 361, 916 株
併合後の発行済株式総数	49, 590, 478 株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、「併 合前の発行済株式総数」および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

(3) 併合により減少する株主数

2018年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数(割合)
総株主	11,674名(100.0%)	247, 952, 394 株(100.0%)
5 株未満	399名 (3.4%)	703 株(0.0%)
5 株以上	11,275名 (96.6%)	247, 951, 691 株(100.0%)

(注)上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5株未満の株式を所有されている株主様 399 名 (所有株式数 703 株)は、株主としての地位を失うことになりますが、株式併合の効力発生日前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続をご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4)1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括 して処分し、その処分代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配 いたします。

(5) 併合の条件

本定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、本定時株主総会において、上記「2.株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件に、2018年10月1日をもって、次のとおり変更されます。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第6条(発行可能株式総数)	第6条(発行可能株式総数)
当会社の発行可能株式総数は、8	当会社の発行可能株式総数は、 <u>1</u>
<u>億</u> 株とする。	<u>億6千万</u> 株とする。
第7条(単元株式数)	第7条(単元株式数)
当会社の単元株式数は、1,000	当会社の単元株式数は、 <u>100</u> 株
株とする。	とする。

4. 日程

取締役会決議日	2018年5月14日
定時株主総会決議日	2018年6月22日 (予定)
単元株式数の変更、株式併合および定	2018年10月1日 (予定)
款の一部変更の効力発生日	

(注)上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は2018年10月1日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は2018年9月26日となります。

以上

添付資料 (ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

(ご参考)

単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における 売買の単位となる株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少数の株式にすることです。今回当社では、5 株を1 株に併合いたします。

Q3. 単元株式数の変更と株式併合の目的は何ですか。

A3. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、2018 年 10 月 1 日までに国内上場会社の普通株式の売買単位(単元株式数)を 100 株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を踏まえ、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、単元株式数を変更するにあたり、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5 万円以上 50 万円未満)に調整することを目的として、当社株式について 5 株を 1 株とする株式併合を実施することといたしました。

Q4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか。

A 4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、2018 年 9 月 30 日 (実質上 9 月 28 日)の最終の株主名簿に記録された株式数に 5 分の 1 を乗じた数 (1 株未満の端数がある場合は、これを切り捨てます。)となります。また、議決権数は、株式併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生前後で、所有株式数および議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発	効力発生前 効力発生後			
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	1,672 株	1個	334 株	3個	0.4株
例②	1,000株	1個	200 株	2個	なし
例③	750 株	なし	150 株	1個	なし
例④	499 株	なし	99 株	なし	0.8株
例⑤	1 株	なし	なし	なし	0.2株

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合(上記の例①、④、⑤のような場合)は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

また、効力発生前のご所有株式数が5株未満の場合(上記の例⑤のような場合)は、 株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となるため、株主としての地位を失 うことになります。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A5. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の 前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式1株当たりの資産価 値は5倍になります。したがって、株式市況の変動等の他の要因を別にすれば、株 式併合によって株主様がご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはござい ません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍とな ります。

Q6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はあります か。

A 6. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は 5 分の 1 となりますが、株式併合の 効力発生後にあっては、併合割合を勘案して 1 株当たりの配当金を設定させていた だく予定ですので、業績変動等の他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様 の受取配当金の総額に影響が生じることはございません。ただし、株式併合により 生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当金は生じません。

Q7.1株未満の端数が生じないようにする方法はありますか。

A 7. 今回の株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続については、お取引の証券会社または後記の当社の株主名簿管理人にお問い合わせください

Q8. 株主は何か手続をしなければならないのですか。

- A8. 特段のお手続の必要はございません。
- Q9. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。
- A9. 次のとおり予定しております。

2018年5月14日 取締役会決議日

2018年6月22日 定時株主総会決議日

2018年9月25日* 1,000株単位での売買最終日

2018年9月26日* 100株単位での売買開始日

2018年10月1日* 単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更の

効力発生日

2018年11月* 株主様への株式併合割当通知の発送

2018年12月* 端数株式相当分の処分代金のお支払い

*2018年6月22日に開催予定の定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決された場合の予定です。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある 証券会社または以下の当社の株主名簿管理人にお問い合わせください。

(株主名簿管理人)

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話番号 0120-782-031

受付時間 午前9時~午後5時(土日祝日を除く)

以上